

淡路夢舞台公苑 長期指定管理業務

《管理水準書》

令和8年5月

兵庫県まちづくり部公園緑地課

兵庫県淡路県民局洲本土木事務所

目 次

公苑の概要	1
I. 管理運営方針	3
1. 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の遵守	3
2. 「淡路夢舞台の未来ビジョン」	4
3. 維持管理方針	4
II 公園管理事業	5
II-1 維持管理	5
1. 植物管理	5
2. 施設管理	12
3. 占用施設の取扱い	15
4. 清掃	15
II-2 運営管理	17
1. 管理体制	17
2. 安全巡視	17
3. 利用の指導	17
4. 利用料金等の徴収	17
5. 利用の許可	18
6. 淡路夢舞台の一体運営に向けた取り組みについて	18
7. 利用の増進及び住民参画の取り組み	18
II-3 緊急時の対応	20
1. 災害・事故への対応	20
2. 警備	21
3. 損害保険への加入	21
III 収益事業	22
III-1. 事業概要	22
1. 収益事業の定義及び趣旨	22
2. 公園管理事業との関係性	22

Ⅲ－２．事業内容及び実施条件等	22
1．施設の新規設置を伴う収益事業	22
2．既存施設の改修、更新を伴う収益事業	24
3．ソフト事業	24
4．還元事業（収益金の還元）	24
Ⅲ－３ 留意事項	26
1．責任の所在	26
2．使用料の納付	26
3．処分制限対象施設の扱い	26
4．実施計画書の承認	26
Ⅳ その他	27
Ⅳ－１ 各種計画の立案	27
1．全体計画の立案	27
2．前後期計画の立案	27
3．実施計画の立案	27
4．各種計画の構成	28
Ⅳ－２ 業務の評価及び県への報告	29
1．モニタリング計画の策定	29
2．県への報告	30
3．指定管理者への罰則	31
4．モニタリング結果のフィードバックの仕組み	31
5．その他の報告	31
Ⅳ－３ 県への損害賠償	32
Ⅳ－４ 法令等の遵守	32

淡路夢舞台公苑 管理水準書

公苑の概要

名称：夢舞台公苑

所在地：淡路市夢舞台3番地・4番地

面積：6.0ha

概要：

淡路夢舞台公苑は、淡路夢舞台の一部として、温室、野外劇場、百段苑等から成る施設群です。淡路夢舞台は、関西国際空港造成に伴う土砂採取跡地を舞台に、淡路島国際公園都市構想の中核として、自然回復の推進と人と自然の共生を基本理念とし、また、阪神・淡路大震災からの創造的復興を象徴する施設として誕生しました。

「人と自然」「人と人」「人と社会」が響き合い、未来へ向けて「分かち合い、ともに生きる」ための新たなコミュニケーションの場を創出することを目的としており、水・光・緑といった自然要素を積極的に空間に取り込むことで、訪れる人々が環境と向き合い、学び、交流する場として整備されています。

また、令和7年開催の「淡路夢舞台の創造的再生に向けたあり方検討会」から、「自然と人が響きあう、新たな交流と創造」を夢舞台再生のコンセプトとした報告書が提出され、今後、これを踏まえ、新たな価値の創造を目指した管理・運営が進められています。

※淡路夢舞台公苑は、R8.5 現在、兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例に基づき運営していますが、R9.4 より県立都市公園としての管理運営を予定しており、本水準書においては兵庫県立都市公園条例（以下「条例」という。）及び兵庫県立都市公園条例施行規則（以下「規則」という。）に基づいた記載としています。

主要施設：

施設	概要	面積等
野外劇場	メインステージ（客席：固定制 2,000 席、芝生席：1,000 席）、小劇場（150 席）	建築面積 2,623.48 m ² (延床面積 4,205 m ²)
温室	「淡路夢舞台 “Kid’s Botanic Gardens” ～子どもたちを地球環境のリーダーへ」をコンセプトとする、変化に富んだ見せ方で来館者を飽きさせない、五感に訴える独創的な温室	建築面積 3,791.8 m ² (延床面積 6,459 m ²)
百段苑	山の斜面に沿って花壇が 100 連連なる花壇	6,000 m ²
バックヤード 温室 (養生温室)	県立淡路景観園芸学校内に設置されている、温室植物の養生用バックヤード温室	淡路市野島常盤 954-2
	温室（東側）	816.75 m ²
	前室（東側）	75.60 m ²
	倉庫 C 棟	150.0 m ² の一部

I. 管理運営方針

1. 「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」の遵守

県は、令和8年3月に策定した「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」に基づき、県立都市公園の整備及び管理運営を行うこととしている。淡路夢舞台公苑においてもこれに準じた管理を行うこととする。

※「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画（ひょうごパークマネジメントプラン）」は県のホームページを参照すること。

HP アドレス： <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/parkplan.html>

将来像	施策方針	施策
誰もが自分らしく生き生きと過ごせ、人や地域がつながる公園	1 県民にとってより身近な公園	(1) 心身の健康の増進
		(2) こどもの健やかな成長の促進
		(3) 安全・安心な場としての充実
	2 誰もが自分らしく過ごせる公園	(4) 多様な過ごし方の実現
		(5) 誰もが快適に利用できる環境づくり
	3 地域のつながりを育む公園	(6) 地域連携の推進と地域文化の保全
	4 自然環境を次世代へつなぐ公園	(7) 生物多様性確保の推進
		(8) 気候変動への対応の推進
	5 持続可能なパークマネジメントの推進	(9) 老朽化対策や改修の計画的な推進
		(10) 持続可能な管理運営の推進

2. 「淡路夢舞台の未来ビジョン」

令和7年3月の「県政改革の基本方針」を踏まえ、県では「淡路夢舞台の創造的再生」に向けた今後のあり方を検討し、同年12月には「淡路夢舞台創造的再生の基本方針（淡路夢舞台の未来ビジョン）」を策定した。

指定管理者は、基本方針に示された『淡路夢舞台の未来ビジョン』を踏まえた管理運営を行うこと。

HPアドレス：https://web.pref.hyogo.lg.jp/kc01/yumebutai_status-review.html

自然と人が響きあう、新たな交流と創造の舞台へ

・再生の3つのコンセプト

- ①つなぐ「過去と未来、人と自然、世界と地域が繋がる舞台」
- ②つどう「出会いが生む創造の力」
- ③つくる「未来への実践が、ここから始まる」

※ 淡路夢舞台の未来ビジョンに基づき、ホテル・淡路夢舞台公苑・灘山緑地・交流の翼港の各施設が連携し、夢舞台全体としての一体的運用を推進するため、淡路夢舞台一体運営に向けた運営協議会を組成し、運用を行う。

(P.20「6 淡路夢舞台の一体運営に向けた取り組みについて」参照)

3. 維持管理方針

淡路夢舞台公苑の理念及び意義を踏まえ、維持管理にあたっては、これらの理念を具現化し続けることを重視し、兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画に基づき、安全・安心の確保、自然環境の保全、景観および文化の継承を基本方針とする。

特に温室や百段苑においては、季節の移ろいを感じ取れる植栽管理を行うとともに、公苑の設立に込められた思想と目的が将来にわたり継承されるよう、その魅力と価値を確実に維持・発展させる観点から、適切かつ計画的な管理運営を行うものとする。

Ⅱ 公園管理事業

Ⅱ－１ 維持管理

以下、管理頻度等については標準値を示す。

１．植物管理

１.１ 樹木管理

公苑利用者の安全と快適性の確保や周辺交通への安全確保、隣接地への影響を考慮して、剪定・枝下ろし・枯損木の処理・害虫防除等の適切な管理を行う。

(1) 管理対象範囲

公苑全体の樹木を対象とし、樹木管理図、樹木総括表を参照すること。

(2) 中・高木剪定

中・高木剪定は自然樹形を活かす事を基本とし、樹木の健全な生育、園内景観の形成を目的として行う。

- ①適用範囲：展望テラス周辺 3,073 本
 温室・野外劇場周辺 1,171 本
 計 4,244 本

②頻 度：適宜

③中・高木剪定等における留意事項

園路・広場等の樹木管理については、樹木の日常点検を行い、倒木、枝折れ等を未然に防ぎ、公苑利用者の安全を確保する。なお、剪定に関しては、樹形を損なうような強剪定を行うことなく、公園樹木としての美観・樹形に配慮し、適切な剪定を行う。また、剪定枝は、適切に処分する。

(3) 低木・地被類剪定

低木及び地被類の植樹目的に応じ管理を実施する。花木は、園内景観の形成において重要であり樹種に応じた適切な剪定を行う。生垣については、その設置目的に応じて剪定を行う。また、利用者の安全確保の観点からの管理を行う。

- ①適用範囲：展望テラス周辺 低木 2,969 m² 地被類 7,536 m²
 温室・野外劇場周辺 低木 2,622 m²、地被類 2,529 m²
 計 低木 5,591 m²、地被類 110,065 m²

②頻 度：適宜

③低木・地被類剪定等における留意事項

樹木の特性に応じ、適切な管理を行う。特に、花木類を刈込む場合は、花芽の分化時期と着生位置に注意する。また、機械刈を行う場合は、必要に応じて刈込み後に刈込みバサミ等により切返し剪定を行い、樹冠を整えると同時に鋭角的な切り口を残さないなど刈込後の安全に配慮する。剪定枝は、適切に処分する。

(4) 施 肥

中・高木であればその育成に必要な養分の補給となる元肥、花木においては樹木の生長に必要な養分を施すほか、開花後の樹勢回復のための追肥を適宜施す。

①頻 度：適宜（中・高木 4, 244 本/年 低木 5, 591 ㎡/年）

②施肥実施における留意事項

樹木の特性に応じ、適切な肥料の種類、方法により施肥を行うこと。

(5) 病虫害防除

日常の巡視において病虫害の早期発見に努め、農薬の使用は極力控える。病虫害の発生に対しては早急に対応する。また、クビアカツヤカミキリの発生を確認した場合は、県と協議の上、必要な措置を講じること。

①適用範囲：園内樹木

②頻 度：発生状況により適宜行う。

③薬剤散布に関する留意事項

薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカーで定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。薬剤の種類は、状況に応じて決定する。農薬の散布が必要な時には、事前に来園者及び周辺等にあらかじめ広報を行う。作業は来園者の少ない時間帯に行い、作業後は看板や張り紙等を設置し来園者に注意を喚起する。散布に際しては、周囲の対象植物以外にかからないよう十分注意して行う。

(6) 枯損木処理

枯損木処理に当っては周辺樹木、施設、工作物等を損傷しないよう、また利用者の安全確保も十分考慮し注意深く行うこと。

(7) 樹木の点検・診断

「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」に準じて行うこと。また、利用者の利用が多い箇所（園路沿い等）を中心に、巡視による倒伏、落枝等の点検を行うこと。

1.2 芝生管理

利用状況、設置目的を勘案し、芝刈り、施肥、エアレーション、目土掛け等の作業を適切に行い管理する。

(1) 適用範囲

①適用範囲：芝地草地管理図参照

②面 積：9, 465 ㎡（温室・野外劇場周辺、上記のうち広場部分 4, 350 ㎡）

③頻 度：

- ・ 芝 刈 込：適 宜
- ・ 抜根除草：適 宜
- ・ 施 肥：適 宜
- ・ 目土掛け：適 宜
- ・ エアレーション：適 宜

- ・ ブラッシング：適 宜
- ・ 灌 水：適 宜

(2) 管理内容

それぞれの芝生地を整備目的及び利用状況を勘案し、芝生の管理目標を定め、状況に応じた管理を行う。

(3) 芝生管理における留意事項

- ①芝刈り作業を行う際は、十分に安全確保を行う。
- ②樹木の根際、柵類の周辺など機械刈りに適さない箇所は適宜、手刈りとする。
- ③施肥については肥料やけを起こさぬよう配慮する。
- ④芝カス、エアレーションコアなどは速やかに収集し適切に処分する。
- ⑤目土は、植物片、ガレキなどの混入が無いものを、必要に応じてふるい分けしたものを使用する。
- ⑥エアレーションを行う際は、地中に配管されている灌水装置を破損しないよう、注意する。

1.3 草花管理（百段苑）

百段苑においては、景観の質を維持し、四季折々の魅力を演出するため、計画的かつ適切な管理を行うことを基本とする。色彩や配置の調和に配慮するとともに、草花の状態を常に把握し、開花状況や生育環境に応じて適切に対応することで、来園者にとって魅力的な景観と高い利用価値を提供できるよう努めることとする。

(1) 草花管理対象

百段苑（対象花壇面積：1,068 m²）

(2) 草花管理を行う上での留意事項

- ①花苗は発育良好で病虫害に侵されていないものとし、あらかじめ植え出しに耐えるよう栽培され、株立がしっかりし、細根の多く発生している、徒長していない整一な形態のものを使用する。
- ②育成する植物の選択にあたっては、人に害や毒のあるもの、植物自体にトゲのあるものはさける。
- ③植物の処理については、古株、雑草等は根より掘起し、土を払った後、適切に処理する。
- ④多年草については、生育状況を踏まえ、必要に応じて、株分けや植替えを実施し、健全な生育を確保する。
- ⑤季節感を重視し、春・夏・秋・冬の四季に応じた花壇の更新を計画的に実施する。
- ⑥景観の維持に配慮し、花壇配置、色彩調和、解説表示等に工夫を凝らすこと。
- ⑦草花の特性及び生育条件を十分に把握し、健全な生育を確保するため、適切な灌水、施肥、病虫害防除を行う。
- ⑧花壇全体の景観を維持するため、剪定、花柄摘み、除草、清掃等を適期に実施し、良好な環境を提供する。

- ⑨作業計画は事前に策定し、来園者の安全性及び利便性に配慮したうえ実施する。
- ⑩病虫害防除にあたっては、農薬取締法等の関連法規及びメーカーの安全基準を遵守し、農薬使用量を最小限に抑えること。
- ⑪農薬散布を行う際は、利用者や近隣住民に事前に周知し、飛散防止策を徹底すること。また、農薬使用履歴を記録・保管し、県から提出を求められた場合は速やかに提出できるよう整理しておくこと。

1.4 草地管理

景観的配慮、利用状況を踏まえ快適な環境を維持すべく、適切に草地管理を行う。

(1) 適用範囲：公苑全域

- ①園路周辺（展望テラス周辺 6,100 m²、温室・野外劇場周辺 3,266 m²）
 - ・ 機械除草：適宜
 - ・ 人力除草：適宜（機械除草困難箇所）
- ②その他（展望テラス周辺 8,200 m²、温室・野外劇場周辺 4,800 m²）
 - ・ 機械除草：1回以上/年
 - ・ 人力除草：1回以上/年（機械除草困難場所）

(2) 除草を行う上での留意事項

- ①樹木、株物、施設等を損傷しないよう注意し、刈むら、刈残しのないよう均一に刈込むとともに、植込地、構造物周辺等については、必要に応じて人力抜根除草により対応する。
- ②樹木、株物、施設等の周辺も刈残しのないよう仕上げる。また、それらにからんでいるツル性雑草もきれいに除去する。
- ③刈草は、すみやかに処理するとともに、刈跡はきれいに清掃する。
- ④草刈作業を行う際は、十分に利用者の安全確保を行う。

1.5 温室植栽管理・展示

「淡路夢舞台“Kid's Botanic Gardens”～子どもたちを地球環境のリーダーへ」をコンセプトとする、変化に富んだ見せ方で来館者を飽きさせない、五感に訴える独創的な温室を継続することをテーマとする。

植栽・展示の管理は、コンセプトに沿った教育的・環境的価値を重視し、単なる美観維持にとどまらず、来館者が自然との共生を学べる場を提供すること。

(1) 適用範囲

展示室1（480 m²）展示室2（480 m²）展示室3（350 m²）展示室4（480 m²）展示室5（950 m²）展示室6（110 m²）アトリウム（1,150 m²）特別展示室（60 m²）ひかげのにわ（110 m²） ※約5,500株、600種以上の植物展示

(2) 植栽管理・展示を行う上での留意事項

- ①季節感とテーマ性を維持するため、年4回以上の展示更新を行うこと。

- ②多様な気候帯に属する植物の生育条件を的確に把握し、温室環境への適応を確保するため、温度・湿度・光等の諸条件を適切に管理すること。
- ③植物の健全性を最優先し、適切な栽培管理・補植・移植を行うこと。補植・移植の種類、数量、箇所は県と協議のうえで決定すること。
- ④展示デザインは、色彩の調和や配置の工夫、わかりやすい解説パネルの設置などに配慮すること。
- ⑤展示植物や主要な管理対象について、植物リスト・写真・台帳を整備し、更新履歴を記録・保存すること。
- ⑥病虫害防除にあたっては、農薬取締法等の関連法規やメーカーの安全基準を遵守し、農薬使用量を最小限に抑えること。
- ⑦農薬散布を行う際は、利用者に事前に周知し、飛散防止策を徹底して健康被害の防止に配慮すること。また、農薬の使用履歴を記帳・保管し、兵庫県から提出の指示があった場合には速やかに提出できるよう整理しておくこと。
- ⑧作業計画は事前に策定し、対象植物の特性及び生育状況を踏まえて適切な時期に実施すること。
- ⑨温室環境の維持にあたり、室温・湿度等を毎日点検し、異常があれば速やかに適切な処置を講じること。
- ⑩養生温室エリア（景観園芸学校他）については、目的に応じた適正な植物管理及び資材管理を行い、展示に必要な植物を安定的に供給できるよう管理すること（園芸学校温室には、約 12,000 株、1,400 種の植物を有する）。
- ⑪エントランス周辺は、来館者が期待をもって入館できるよう、花飾り等により魅力ある雰囲気を演出すること。
- ⑫絶滅危惧種などの貴重な植物については、生育状態に特段の注意を払い、適正な管理・保存を行うこと。

(3) 管理方針

- ① 温度：対象植物の特性に応じた基準値（例：最低温度□℃）を確保する。
- ② 湿度：温室内の湿度は、乾燥傾向にならないようにする。
- ③ 灌水：灌水は、植物の育成状態にあわせて適切に実施する。
- ④ 施肥：施肥は、各々の植物の育成状態にあわせて適切に実施する。
- ⑤ 通風：室温や潮風の影響などに注意しながら、窓の開閉を適宜実施する。
- ⑥ 日照：遮光は特に必要としないが、植物の生育状態などに注意する。

(4) 各展示エリアにおける展示内容・維持管理

①展示室1「みどりのちょうこく」

乾燥地帯に生育するサボテン類やユーフォルビア類など、多肉植物を中心に栽培展示し、独特の造形美を「緑の彫刻」として来館者に楽しんでもらう空間として、乾燥地帯の植物の特性を考慮し、次の作業を行っている。

- ・ **剪定作業**：サボテン類や多肉植物は形状美を重視するため、不要な枝や枯れ部分のみを除去し、強剪定は避けること。
- ・ **凋花・枯葉処理**：開館前に必ず花がらや枯れ葉を取り除き、展示の美観を維持すること。
- ・ **灌水作業**：乾燥地帯の特性を踏まえ、過湿を避けつつ、植物の種類や季節に応じて適切な量を与えること。特に根腐れ防止のため、鉢や植え込み部の排水・態を確認すること。
- ・ **植物入替え**：展示植物の生育状況を把握し、傷みや形状の乱れが見られる場合は速やかに入替えを行うこと。
- ・ **病虫害防除**：乾燥環境下ではカイガラムシ類やハダニ類が発生しやすいため、日常的に観察し必要に応じて適切な防除を行うこと。農薬散布時は周囲の安全に配慮すること。

②展示室2「しきさいのにわ」

熱帯から亜熱帯に生育する植物を中心に展示し、豊かな色彩で来園者を魅了する空間として、亜熱帯の特性を考慮し、次の作業を行っている。

- ・ **剪定作業**：樹木や低木は自然な樹形を保ちつつ、過度な剪定を避けること。花や葉の美しさを損なわないよう、整枝剪定を基本とする。
- ・ **凋花・枯葉処理**：開館前に必ず花柄や枯れ葉を取り除き、展示の美観を維持すること。特に色彩を重視するため、傷んだ花や葉は速やかに処理すること。
- ・ **灌水作業**：熱帯・亜熱帯植物は乾燥を嫌うため、土壌の保湿状態を確認し、適切な灌水を行うこと。葉水を好む植物（例：観葉植物やラン類）には、空中湿度を保つため葉水を十分に与えること。
- ・ **植物入替え**：花の開花状況や葉の状態を常に把握し、色彩の魅力を損なう植物は速やかに入替えを行うこと。
- ・ **病虫害防除**：湿度が高い環境では灰色かび病やアブラムシ類が発生しやすいため、日常的に観察し、必要に応じて適切な防除を行うこと。農薬散布時は周囲の安全に配慮すること。

③展示室3「くらしのみどり」

日本原産の植物を中心に植栽し、四季折々の姿を通じて、来館者に潤いと安らぎを提供する空間として、自然環境のバランスを保ちつつ、生活に息づく植物の魅力を紹介することを目的として、次の作業を行っている。

- ・ **剪定作業**：自然な樹形を尊重し、強剪定を避けること。枝の整理や枯れ枝の除去

を中心に行い、四季の趣を損なわないよう配慮すること。

- ・ **凋花・枯葉処理**：開館前に必ず花がらや枯れ葉を取り除き、清潔で落ち着いた景観を維持すること。特に落葉期には、床面の清掃を徹底すること。
- ・ **灌水作業**：過湿を避けつつ、植物の種類や季節に応じて適切な灌水を行うこと。苔類や湿性植物には乾燥防止のため、適度な葉水を与えること。
- ・ **植物入替え**：季節感を重視し、花や葉の状態を常に確認し、見頃を過ぎた植物は速やかに入替えを行うこと。
- ・ **病虫害防除**：カイガラムシ類やアブラムシ類が発生しやすいため、日常的に観察し必要に応じて適切な防除を行うこと。農薬散布時は周囲の安全に配慮すること。

④展示室4「しんかのにわ」

ジュラ紀や白亜紀に生育していた貴重な古代植物を展示し、植物進化の壮大な歴史を来館者に伝える空間としての特性を考慮し、次の作業を行っている。

- ・ **剪定作業**：古代植物の自然な樹形を尊重し、強剪定を避けること。枯れ枝や病害部のみを除去し、樹勢を維持すること。
- ・ **凋花・枯葉処理**：開館前に必ず枯れ葉や落葉を取り除き、展示の美観を保つこと。特に大型葉の処理は丁寧に行うこと。
- ・ **灌水作業**：ジュラシクツリーなどは過湿を嫌うため、排水状態を確認し、適切な灌水を行うこと。乾燥しすぎないように、季節や気温に応じて調整すること。
- ・ **植物入替え**：展示植物の健康状態を常に確認し、衰弱や病害が見られる場合は速やかに入替えを行うこと。
- ・ **病虫害防除**：古代植物は病害虫に弱い場合があるため、日常的に観察し、必要に応じて適切な防除を行うこと。農薬散布時は周囲の安全に配慮すること。

⑤展示室5「にぎわいのにわ」

高さ6メートルの「ガーデンキャッスル」をシンボルに、成長する植物と触れて学べる仕掛けを配し、親子で楽しめる空間を演出するため、来館者の安全確保と体験価値の向上を最優先し、次の作業を行っている。

- ・ **剪定・形態維持**：キャッスルの立体植栽は、シンボル性と安全を両立するため、強剪定を避け、整枝・誘引を基本とする。動線に張り出す枝や棘を持つ植物は優先的に処理すること。
- ・ **凋花・枯葉処理**：開館前に必ず花がら・枯葉・落葉を除去し、明るく清潔な景観を維持する。触れる展示周辺は見栄えの劣化が目立つため、日中もこまめに巡回清掃を行うこと。
- ・ **灌水作業**：子どもが触れる箇所は過湿による滑り・苔発生を防ぐため、植栽基盤の保水性と排水を確認し、時間帯（開館前／閉館後）に分けて適切に行う。自動灌水の噴霧時間は混雑時間帯を避け、飛沫による転倒リスクを低減すること。
- ・ **植物入替え**：季節演出と体験性を高めるため、花色・高さ・手触りのバランスを考慮して入替を行う。傷み・徒長・花期終盤の個体は速やか引き上げる。

- ・ **病虫害防除**：人への安全に配慮し、薬剤は低毒性・短い休止期間のものを選定する。カイガラムシ・アブラムシ・ハダニ等の発生しやすい箇所を日常的に観察し、物理的除去（ブラッシング・水洗）と予防管理（風通し・混み合い回避）を優先する。散布時は掲示と入室制限を行う。
- ・ **安全管理（キッズ対応）**：可動展示・仕掛けは毎日点検（固定金具、ワイヤ、手すり、段差、滑り防止）。棘・有毒・皮膚刺激の可能性のある植物は触れられる範囲に配置しない、もしくは明示とガードを設ける。床面は滑り・転倒対策（濡れた場合の速乾対応、マット設置、段差注意表示）徹底。
- ・ **案内・サイン・体験ツール**：触れ方・観察ポイント・季節の見どころをわかりやすく掲示し、破損・汚損は速やかに交換。体験用ツール（ルーペ、カード、スタンブ等）は衛生管理（消毒・補充）を実施。

⑥展示室6「ひかげのにわ」

シダ植物やベゴニアの仲間、イワタバコ科の植物など低照度で育つ植物コレクションを展示するため、その特性を理解し作業を行っている。

⑦特別展示室

当展示室では、子供達が興味を持ち、植物に親しみ学習できるような展示を企画し、実施している。

(5) バックヤード温室等の利用

温室のバックヤード施設（養生温室）として、県立淡路景観園芸学校内にある施設（温室（816.75 m²）、前室（75.6 m²）及び倉庫（150 m²の一部））を使用し、当該バックヤード温室内で養生した植物を活用して温室を運営すること。

なお、当該施設における光熱水費は指定管理の負担とし、支払い方法については県立淡路景観園芸学校と直接協議のうえ、協定を締結すること。

2. 施設管理

公苑施設については、利用者が安心して快適かつ楽しく公苑を利用できるように常時良好な状態を維持すること。

このため、以下に示す施設毎に、主として目視による日常点検に加え、法令点検や施設の性能維持を目的とした定期点検を実施する。

実施にあたっては、具体的な「公苑施設の点検計画」を指定管理者において作成し、管理を行うとともに、点検結果や修繕履歴の整理、記録保存を行うこと。

また、電気や給水等、ホテル等も含めた夢舞台全体での引き込みによる一体での運営管理を前提とした設備や、ホテルと指定管理区域の敷地をまたぐ水景などの一体施設は、今後、公募により売却譲渡予定のホテル・展望テラス、国際会議場運営事業者と共用部分や一体施設における維持・運営に関する管理協定を結ぶこととしている。この共用部分等の維持管理費用については、事業者が指定管理者に請求し、指定管理者が支払う形を予定している。

2.1 日常点検

職員などが日常的に行う点検であり、主として、目視・触診、必要に応じて打診・聴診等を行い、施設の変状や異常の有無を調べること。

(1) 対象範囲：

- ①建築物（管理許可施設は除く）
- ②樹木（中高木）
- ③工作物（休憩所（あずまや等）、ベンチ、柵類、流れ、噴水、遊具など）
- ④雨水排水、污水排水設備
- ⑤ガス、給水設備
- ⑥電気・機械設備
- ⑦消防設備
- ⑧その他

(2) 頻 度：1 回以上/日

(3) 留意事項：

- ①遊具については、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」（一般社団法人日本公園施設業協会）に準じて行うこと。
- ②樹木については、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成 29 年 9 月、国土交通省）に準じて行うこと。また、来園者の利用が多い箇所（園路沿い、遊具周辺等）を中心に、巡視による倒伏、落枝等の点検を行うこと。
- ③ガス漏れ等の異常を発見したときは、直ちにガス供給者に連絡し適切な処置を行うこと。
- ④点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。
- ⑤点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

2.2 定期点検

専門技術を有する者が目視・触診や打診・聴診により、または用具・測定器具を使用し、施設の作動、損耗状況、変形等の異常について調べ、劣化判定及び診断をおこなうこと。

(1) 対象範囲：

- ①建築物（管理許可施設は除く）
- ②樹木（中高木）
- ③工作物（休憩所（あずまや等）、ベンチ、柵類、流れ、噴水、遊具など）
- ④雨水排水、污水排水設備
- ⑤ガス、給水
- ⑥電気・機械設備

⑦消防設備

⑧その他

(2) 頻 度：2 回以上/年（ただし、樹木、雨水排水設備、給水設備は、1 回以上/年）

(3) 留意事項：

①遊具については、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」（一般社団法人日本公園施設業協会）に準じて行うこと。また、点検結果及び点検により使用不可と判定された遊具の対応状況について、県へ報告すること。

②樹木については、「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針（案）」（平成 29 年 9 月、国土交通省）に準じて行うこと。

③点検の範囲や頻度に応じた点検表に基づき点検を実施すること。

④点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

2.3 法定点検

法令等に基づき、義務づけられている定期的な検査等

(1) 対象法令：

①建築基準法

②電気事業法

③消防法

④水道法

⑤労働安全衛生法

⑥ボイラー及び圧力容器安全規則

⑦建築物の衛生的環境の確保に関する法律

⑧その他上記に記載の無い各法令

(2) 頻 度：各法令等に基づく頻度

(3) 留意事項：

①電気事業法第 43 条第 1 項に定める指定管理者が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を有資格者により実施すること。

②低圧電路の絶縁状態について、専門業者等による監視を行うこと。

③点検により異常が発見された場合は、すみやかに必要な修繕等の措置を講ずるとともに、措置を講ずるまでの間に事故が発生しないように対応すること。

2.4 施設修繕

施設の破損等の異常を発見したときは、日常的な維持管理に必要な修繕^{*1}を指定管理者が速やかに行う。大規模な修繕・改修^{*2}が発生した場合は、指定管理者は応急処置により速やかに安全を確保する。指定管理業務に係る県と指定管理者の責任分担は、募集要項に示す「責任分担表」の通りとする。なお、県と指定管理者の責任分担に疑義がある場合、または責任分担表に定めのない事項が生じた場合は、県と協議のうえ

修繕工事費負担区分を決定する。施設の耐用年数及び補修サイクルを補修の目安とする。

※1 日常的な維持管理に必要な修繕とは、「施設又は設備の劣化若しくは損傷分部又は機器の性能若しくは機能を実質上支障のない状態まで回復させることとし、消耗品の交換を含むもの」をいい、いわゆる小規模修繕のこと。

※2 大規模修繕・改修とは、日常的な維持管理の範囲を超える修繕とする。

3. 占用施設の取扱い

占用施設は占用者が管理を行うこととし、県に確認のうえ、施設の管理区分を把握すること。占用施設の異常等を発見した時は、公園利用者の安全を確保すると共に、占用者及び県に連絡する。

4. 清掃

4.1 建築物等清掃

(1) 百段苑、温室、野外劇場

①頻度：日常清掃 1回以上/日 定期清掃 2回以上/月

②内容：日常清掃 利用者に不快感を与えないよう施設環境を良好に保つため、壁、床、ドア等の清掃を行う。

定期清掃 ワックスがけ、窓拭き等必要な清掃を行う。

(2) 便所

①頻度：日常清掃 温室 1回以上/日

野外劇場 1回以上/2日（繁忙期は1回以上/日）

②内容：利用者に不快感を与えないよう汚物の処理、洗剤を使つての便器、手洗い、壁、床、ドア等の清掃及びトイレトーパー、消毒液、脱臭剤等の補充を行う。

また、ポリッシャーがけ、窓拭き及び消毒等の清掃作業については、必要に応じて実施する。

(3) 工作物清掃

①頻度：利用状況に応じて適宜 定期清掃 適宜

②方法：工作物の掃き掃除及び、周辺のゴミ拾いを実施する。必要に応じてベンチなどの拭き掃除も行う。また定期的に、照明器具周辺のくもの巣除去などの作業も適宜実施し工作物の良好な状態を維持する。

4.2 園内清掃

(1) 園内清掃

①面積：59,860 m²

名称	面積
園路	11,280 m ²

花壇	2,000 m ²
建物	8,410 m ²
水域	1,150 m ²
その他園地	31,690 m ²

②頻度：利用状況に応じて適宜

③方法：園内の紙屑、空カン、ビン、落葉、枯枝等の不要物を収集、所定箇所へ運搬して分類を行う。清掃及びゴミの集積回数は、公苑利用状況に応じ利用者に不快感を与えないように常にきれいな状態を維持できるよう設定すること。なお、このうち落葉等の有機物については、樹木等の根元に集め、植栽地の表土保護として利用すること。

(2) ゴミ処分

関連法令等を遵守し、事業所系一般廃棄物として処分すること。

(3) 雨水排水施設清掃

①適用範囲：排水施設 開渠側溝、排水会所

②頻 度：梅雨前、台風時期、落葉時期他必要に応じ適宜

③方 法：排水機能に支障が無いようゴミ、落ち葉等を適宜除去し、必要に応じて、泥上げ等の作業を行う。

Ⅱ－２ 運営管理

１．管理体制

毎事業年度開始前に作成する実施計画書で定める開園日・時間中は、緊急時等の連絡調整に必要な人員として最低１名を管理事務所に待機させ、常時連絡がとれる体制にしておくこと。合わせて、開園日、時間においても不測の事態に対応ができるように緊急連絡員を県に提出すること。

２．安全巡視

２.１ パトロール

(１) 適用範囲：公苑全域

(２) 方 法：

安全で快適な利用ができるように日常及び定期的に巡視を行い、異常箇所が発見された場合は、速やかに補修や改修を行うとともに、補修等が完了するまでの間においても、確実な事故防止対策を講じること。適切に公苑が利用されているか、又は他の利用者の利用を妨げたり、著しい迷惑となる行為が行われていないかなどに注意してパトロールを行う。実施にあたっては巡回ルートなどを設定した実施計画を策定し、それに基づき実施する。イベント等開催時や駐車場の混雑時には、必要に応じて警備を行うなど、安全確保に十分配慮すること。

２.２ 救護

園内において人身事故、事件が発生した時は、指定管理者は現地に急行し事故者の保護に努め、事件関係者の把握に努める。状況に応じ救護の必要があれば応急手当、消防・警察への通報、病院への搬送等、適切な措置をとるとともに、県担当部局に報告すること。また、病院、消防署、警察署、県との緊急時連絡体制を整えること。スタッフはこれらの事態の発生に適切に対応するため、救命講習会等の受講に努めること。AEDを１ヶ所以上に設置し、救急対応に努めること。

３．利用の指導

３.１ 施設利用方法の指導

野外劇場、温室の有料施設及び公苑内工作物の利用方法の指導を行う。特に安全利用を重視し、危険行為や迷惑行為の防止を図る。

施設を損傷させる恐れのある行為については、未然に防止する。

４．利用料金等の徴収

４.１ 適用範囲：野外劇場、温室

条例及び規則に基づき適切に運営を行う。また、利用料金は条例及び規則に基づき徴収する。

5. 利用の許可

5.1 施設利用の許可

規則第8条に基づき、規則第6条第3項から第6項までの規定に基づく権限は、指定管理者が行う。

5.2 占用の許可及び行為の制限

規則第8条に基づき、都市公園法第7条第6号、条例第4条第1項、第4号及び第5号の規定に基づく権限は、指定管理者が行う。上記の許可を行った場合は、県担当部署に許可書の写し及び関係書類を送付する。

6. 淡路夢舞台の一体運営に向けた取り組みについて

6.1 「淡路夢舞台一体運営に向けた運営協議会」(仮)

(1) 設置目的

淡路夢舞台の未来ビジョンに基づき、ホテル・淡路夢舞台公苑・灘山緑地・交流の翼港の各施設が連携し、夢舞台全体としての一体的運用を推進するため、協議会を組成し、運用体制を構築する。

(2) 組織

① 協議体の構成員について

構成員は、兵庫県、淡路夢舞台公苑・灘山緑地指定管理者、ホテル事業者、交流の翼港指定管理者、淡路市及び県民局、国営明石海峡公園ほかその他周辺施設管理者を想定する。

② 事務局

事務局は淡路夢舞台公苑・灘山緑地指定管理者とし、企画、運営、連絡調整等のコーディネートを行うこと。

(3) 内容

淡路夢舞台全体の施設運営や活性化に向けた課題を協議し、対策を検討する。

(4) 開催頻度

年2回程度実施すること。

7. 利用の増進及び住民参画の取り組み

7.1 広報活動

(1) 内容：

- ① 公苑の存在、内容を知らせる。
- ② 公苑で行われる催しを知らせる。
- ③ 休業日・利用時間・利用方法を知らせる。
- ④ 有料施設の案内・宣伝。
- ⑤ 「淡路夢舞台施設維持・活性化協議会」による淡路夢舞台等の広報活動に

協力する。

(2) 方 法：パンフレット、ホームページ、SNS、イベント、新聞、雑誌等

7.2 利用者及び住民の参画

県民が当施設に求めるものを的確に把握し、それらに対応して施設の魅力を高めることに努め、県民の参画と協働や共創の機会を増やし、多くの県民に本施設と関わってもらうことによって親しみある施設と認識されるように努める。

7.3 利用促進事業

利用促進事業は、施設の魅力を高め、県民の参画と協働の公苑づくりに資するなどの公益的な目的のために幅広い層の人を対象に、公園管理事業の一環として行う、収益を目的としない事業である。公苑の資源を活かしたプログラムや、参画と協働や共創による取組、公苑の広報につながる事業などの提案を求める。

さらに、指定管理者主催のイベントのほか、地域住民やボランティアによる自主イベントを受入れ、県民の自己実現の場を提供するなど、地域一体となった利活用の推進に努めること。このとき、材料代など最低限の費用を徴収することは可能である。

なお、たとえ「支出が収入を上回る事業」であっても、その内容が公益目的を有しないようなイベント等は、収益事業として実施すべきものであり、利用促進事業として実施することはできない。

Ⅱ－３ 緊急時の対応

１．災害・事故への対応

公苑施設を常に良好な状態に保ち、気象情報等に注意して災害・事故の未然防止、被災の最小化に努めるとともに、災害・事故発生時には、適切かつ迅速な対応を行う。

１.１ 災害への対応

(１) 防災対策マニュアルの策定

台風、豪雨、地震、火災などの緊急時に適切かつ円滑な対応を行うため、防災対策マニュアルを策定し、緊急時には基本的にこのマニュアルに基づき行動する。

(内容)

防災体制、連絡体制、職員行動計画、二次災害の防止など

(２) 災害時の措置

- ① 県から発令される指示に従うものとする。
- ② 緊急点検を実施し、被災状況と危険箇所を把握し、速やかに点検結果をとりまとめ、資料を県に報告すること。災害予算等の資料作成等に協力を行うこと。
- ③ 人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努める。
- ④ 二次災害の防止のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において県の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。
- ⑤ 前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければならない。

(３) 災害復旧

- ① 危険回避のため必要な場合は最低限の範囲で速やかに応急対応を行うこと。
- ② 災害復旧のための実施協力を行うこと。

１.２ 事故への対応

(１) 事故対策マニュアルの策定

事故、急病・けが、事件等が起こった場合に、適切かつ速やかな対応を行うため、あらかじめ事故対策マニュアルを策定する。

(内容) 人命の安全確保を優先、連絡体制、職員行動計画など

(２) 事故時の措置

- ・ 重大な事故（公苑施設に起因する 30 日以上の治療を要する重傷者又は死者の発生する事故）については、必ず県に報告、その他事故については適宜報告する。
- ・ 事故が発生したときは、直ちにその状況を把握し、人命の安全を優先した最善の措置をとらなければならない。
- ・ 事故防止等のため必要があると認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、管理運営上支障が生じる可能性がある場合には、あらかじめ県の意

見を聞かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

・前項の場合においては、そのとった措置の内容を県に直ちに報告しなければならない。

1.3 訓練・予防

緊急時に際して適切、円滑に行動することができるよう、防災訓練、消火訓練、人命救助訓練等を行うものとする。夜間パトロールの実施やたき火等の危険行為に対しての注意の喚起等、災害・事故の予防対策を講じる。

2. 警備

防犯、火災監視、設備監視のため、管理事務所等の該当施設の夜間及び休業日の警備を行うこととして、警備実施計画を県へ報告すること。

3. 損害保険への加入

3.1 第三者損害保険への加入

事故の原因が公苑施設そのものの欠陥の場合は県の責任となるが、管理の瑕疵による場合は、指定管理者の責任になるので、下記と同等以上の損害賠償保険に加入すること。

（内容）公園等総合責任賠償責任保険

対人賠償 1人につき1億円 1事故につき3億円

対物賠償 1事故につき500万円

また、公園内のイベント開催やボランティア活動の主催者に対しては、事故を防止する対策を求めるとともに、施設の機能や性能を考慮し、公苑の管理上、指定管理者が必要と判断する場合には、損害保険の加入を義務づけることとする。

3.2 建物共済への加入

指定管理者は、公苑施設について、兵庫県の定める額をもって兵庫県を受取人とする建物共済へ加入すること。

Ⅲ 収益事業

Ⅲ－１．事業概要

１．収益事業の定義及び趣旨

収益事業とは、都市公園法及び兵庫県立都市公園条例により、指定管理者が県知事の許可を得て公園内において自らの資金と責任で行う事業である。本事業は、施設の新規設置や既存施設の改修、更新、修繕の事業及びソフト事業により構成される。

指定管理者には、新たな魅力となる施設の新規整備や、既存施設の改修や更新、修繕のほか、様々なイベントの実施、その他利用者のニーズに応える新しいサービスの積極的な提案を求める。

合わせて、質の高い維持管理、管理運営等を実施することにより相乗効果で施設全体の魅力向上を図るため、収益事業の収益の50%（淡路夢舞台公苑、灘山緑地、淡路島公園ハウエイアリスの3施設の収益合計）を用いて還元事業を行うこととする。

２．公園管理事業との関係性

この事業は公園管理事業には含まれないため、本事業を行うために、県が支払う指定管理料、利用料金収入及び利用促進事業収入を充てることはできない。

Ⅲ－２．事業内容及び実施条件等

施設の新規設置や既存施設の改修、更新、修繕、イベントの開催等による利用者のニーズに応える新しいサービスの積極的な提案を求める。

提案内容については、「応募資料作成要領」に基づき作成するものとするが、県は全ての提案を承諾するものではなく、提案内容の実施にあたっては、全体計画書、前後期計画書、実施計画書で県の承諾を得る必要がある。提案内容によっては、実施出来ない又は必要に応じて内容の一部変更を求める場合がある。また、全体計画書や前後期計画書に記載がない事業を実施する場合、又は提案した計画を大きく変更する場合は、外部評価委員会及び管理運営協議会を開催し、委員の意見を受け、県の承諾を得る必要がある。

なお、指定期間中に県による施設の設置・改修等が発生する場合がある。その場合は県との調整に真摯に対応すること。

収益事業の内容により公園管理事業を含む管理水準書の変更が必要な場合は、県と協議のうえ、本管理水準書を見直す場合がある。

１．施設の新規設置を伴う収益事業

公園の魅力向上や利用者サービス向上に資する公園施設（以下、「収益施設」という。）の新規設置及び管理運営を行うこと。

１.１ 実施条件

- ・新たに収益施設を設置し、管理運営を行う場合は、都市公園法第5条及び条例第1条に基づく施設の設置管理許可を県から受けて実施すること。また、収益施設の面

積に応じた設置許可使用料を県に納付すること。なお、直接的に収益につながらない施設や往来部等の従来の公園利用（公園管理者の許可を受けず自由に使用できる一般使用）に制限が生じない部分については、使用料納付対象とならない場合がある。

- ・新たに収益施設を設置する場合、従来の公園利用に制限が生じる可能性があることから、公園の自由利用について制限が最小限となるよう努めること。また施設配置は現状の公園全体の利用者動線に十分配慮すること。
- ・新たに設置する収益施設は、建築基準法等各種関係法令等の規定を順守するとともに、外観等は公園の景観に配慮したものとする。なお、収益施設の設置に際しては構造や景観デザイン等の詳細について、県と事前協議を行うこと。
- ・新たに設置する収益施設は、兵庫県福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）に適合し、バリアフリー及びユニバーサルデザインに十分配慮すること。
- ・新たに設置する収益施設は、県の許可なく第三者への譲渡することは禁止とする。なお、第三者に使用させる場合については、指定管理者の責任の下、指定管理期間終了時に現状復旧できる条件のうえで使用させること。
- ・設置許可に係る権利を第三者に譲渡し、もしくは転貸し、又は担保に供することは禁止とする。
- ・新たに電気、ガス、上下水道等のインフラ設備が必要となる場合、原則として指定管理者の負担により整備すること。また、キュービクル等、付帯設備の新規設置や増設等が必要な場合についても、原則として指定管理者の負担により行うこととする。やむを得ず既存の施設から供給する必要がある場合は、県の承諾を得たうえで、電気、通信、水道及びガスについては、子メーターの設置等により使用料が明確になるよう配置を計画し、整備を行うこと。

1.2 原状回復

指定期間の満了又は指定の取消しにより、指定管理業務が終了した時は、県と指定管理者が協議のうえ、県が整備した既存施設の現状を変更し、又は破損若しくは汚損した部分並びに新たな施設を、県が定める期間までに指定管理者の負担で原状回復すること。なお、県の承認を受ける等、特別な事情が発生した場合はこの限りでない。

1.3 保証金

- ・指定管理者は、本事業から生じる全ての債務の担保として、指定管理者が所有する施設等の撤去・処分費に相当する額を、県に保証金として預託すること。
- ・保証金は、設置許可期間中、県が無利息で預かり、許可期間の満了又は解除に際し、指定管理者による原状回復が完了した後、必要な支払経費等があれば、その弁済に保証金を充当した残額を返還する。
- ・保証金の納入時期は着工前とし、具体的な時期については県との協議により決定する。

- ・保証金の算出方法は下記の通りとする。

保証金＝収益施設延床面積×単価

※単価は 1,000 円/㎡（簡易工作物）～25,000 円/㎡（鉄筋コンクリート）を想定しているが、収益施設の構造等を踏まえ、県との協議により決定する。

2. 既存施設の改修、更新を伴う収益事業

指定管理者の投資による既存施設の改修、更新等の機能向上に向けた事業提案を期待する。ただし、改修内容については、提案に基づき、県と指定管理者で協議を行い、決定する。

3. ソフト事業

本施設が有するポテンシャルを最大限に発揮し、施設の活性化や利用者サービス向上に資するイベントやプログラム等の展開・誘致の提案を期待する。ただし、提案に当たっては、事業内容、期間、頻度等がわかるよう記載すること。なお、ソフト事業を実施するに当たり、都市公園法第 6 条及び兵庫県立都市公園条例第 4 条に基づく許可申請が必要となる。許可申請に伴い兵庫県立都市公園条例第 11 条に基づく使用料を納付すること。

4. 還元事業（収益金の還元）

収益事業の収益の 50%については、県へ納付すること。納付された収益金は、持続的なパークマネジメントの実現や事業方針に基づき、指定管理者が管理水準を超える質の高い管理運営等に充当することを想定しています。

収益事業の経費は淡路夢舞台公苑等における下記 2 項目に充てることを想定しているが、その内容及び金額について提案を求める。

納付は、業務報告書等により収支が確定した後、収益金の納付を行う。そのため、最終的な実施内容及び金額は提案を基本とし、年度毎に県との協議により決定する。

なお、最終年度分の納付は次年度に行うこととする。

□還元内容

○公園施設の新設及び修繕等

休憩施設・標識等の充実（休憩所や案内サイン、日除け、ベンチの新設・改修等）や便益施設のリニューアル、公園施設の新設、既存公園施設の中規模・大規模修繕等。

※収益金の還元により設置したベンチ等の施設の所有権は、指定管理期間中は指定管理者の所有とし、指定管理期間終了後は県との協議のうえ、撤去又は県への寄付とする。

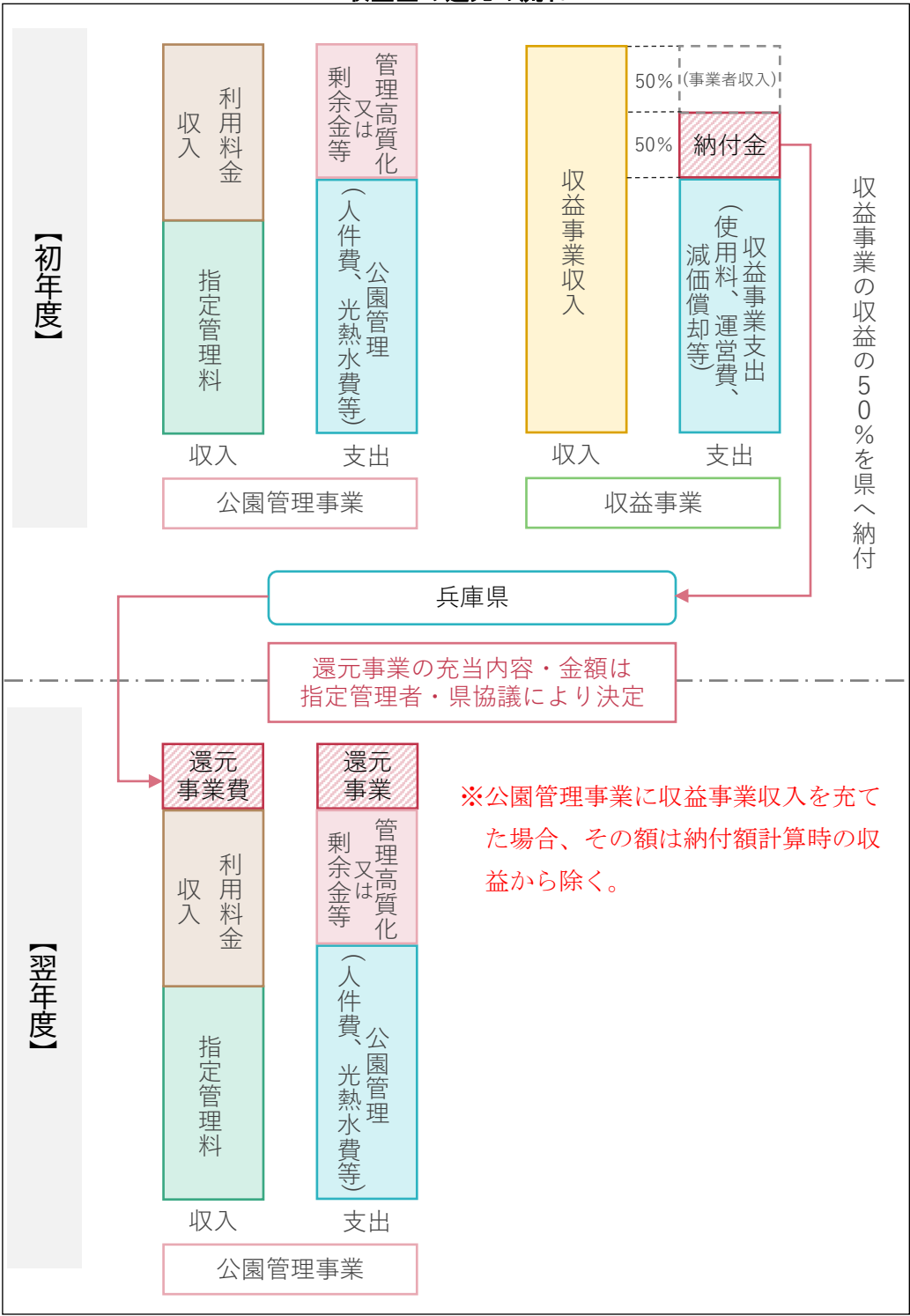
○公園管理事業の高質化

管理水準を超えるより高質なサービスや公園施設の管理。

＜指定管理事業の高質化のイメージ＞

- 1) 広報、利用促進事業の強化
- 2) ソフト事業の充実
- 3) 参画と協働の推進の強化 等

収益金の還元の流れ



Ⅲ－３ 留意事項

指定管理者は収益事業の実施に当たっては、以下の事項に留意し、必要な手続、及び措置を行うこと。

１．責任の所在

収益事業は、指定管理者が責任をもって遂行し、施設設置等に係る費用は全て指定管理者の負担とする。業務に伴い発生するリスクについてはそれを管理し、発生時の影響についても自らの責任の下、対応すること。また、施設設置等に係る法的諸手続（建築確認申請等）は、指定管理者にて行うこと。

提案内容に対しては、事前に建築基準法等各種関係法令等の規定を十分確認のうえ、実現可能な提案内容とすること。関係自治体による建築基準法に基づく建築確認その他の事由により、提案内容に関する変更が生じた場合であっても、県と協議のうえ、事業計画の変更を行い、事業を実施すること。

２．使用料の納付

本事業を行うに際しては、都市公園法第５条、第６条又は兵庫県立都市公園条例第４条に基づく許可申請が必要となる。許可申請に伴い兵庫県立都市公園条例第１１条に基づく使用料の納付が必要となる。使用料の額については、募集要項「使用料」（P. 38）を参照すること。

３．処分制限対象施設の扱い

本公園には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年８月２７日法律第１７９号）で定める処分制限対象施設があることから、施設を撤去・改修する場合は、県と事前に協議を行うこと。

４．実施計画書の承認

提案した収益事業の実施については、別途、実施計画書にて毎年県知事の承認が必要となる。なお、承認後の利用促進事業への変更は認めない。また、収益事業として、施設を設ける場合の設置場所等については、県との協議を踏まえ、最終決定することとする。

IV その他

IV－1 各種計画の立案

1. 全体計画の立案

- ・指定管理者は、公園管理事業及び収益事業に関する指定期間 10 年間の淡路夢舞台公苑長期指定管理業務における全体計画書（以下、全体計画）を作成し、県と協議のうえ、県が定める期日までに提出すること。
- ・全体計画書内では、事業全体の管理運営方針や平等利用の方針、管理運営体制、公園管理事業計画、収益事業計画（還元事業計画含む）、モニタリング計画、収支計画等について記載すること。
- ・公園管理事業計画では、公園全体の公園管理事業方針や実施内容等について記載すること。
- ・収益事業計画では、収益事業の事業方針や事業実施スケジュール、実施内容等に加え、還元事業の実施内容等について記載すること。
- ・モニタリング計画では、管理運営方針の達成状況等を把握するため、定量的評価に加え、定性的な評価を用いて、総合的に評価する方策及び目標値を設定すること。
なお、4 年目に実施する外部評価委員会時に検証可能な設定とし、利用者ニーズを的確に把握し、適切に事業内容へフィードバックする仕組みを記載すること。

2. 前後期計画の立案

- ・指定管理者は、公園管理事業及び収益事業に関する指定開始後 5 年間の前期計画を作成し、県と協議のうえ、県が定める期日までに提出すること。
- ・5 年目以降の計画は、4 年目に開催される有識者で構成される外部評価委員会において、これまでの管理運営実績の報告とともに後期計画案（5 年）の提案を行い、その評価を踏まえ、県と協議のうえ作成し、定める期日までに提出し、県の承認を受けること。

3. 実施計画の立案

指定管理者は、公園管理事業及び収益事業に関する各年度の実施計画書を作成し、県と協議のうえ、県が定める期日までに提出すること。

4. 各種計画の構成

各種計画の構成

全体計画（10 年） 1. 方針 ・ 業務全体の管理運営方針 ・ 平等利用の方針 2. 体制 ・ 管理運営体制 等 3. 計画 ・ 公園管理事業計画 10 年間の公園管理事業の方針、内容 ・ 収益事業計画（還元事業含む） 10 年間の収益事業の方針、事業スケジュール、内容 ・ モニタリング計画 ・ 収支計画
前後期計画（5 年） ・ 前期公園管理事業計画 5 年間の公園管理事業の方針、内容、体制、業務計画、収支予算案 等 ・ 後期収益事業計画（還元事業含む） 5 年間の収益事業の方針、事業スケジュール、内容、体制 等
実施計画（1 年） ・ 公園管理事業実施計画 1 年毎の公園管理事業の方針、内容、体制、業務計画、収支予算案 等 ・ 収益事業実施計画（還元事業含む） 1 年毎の収益事業の方針、事業スケジュール、内容、体制 等

IV-2 業務の評価及び県への報告

指定管理者は、公園管理事業計画及び収益事業計画（還元事業含む）に定める事項を適切に履行するとともに、計画に基づき県民サービスが提供されているかモニタリングを行い、業務の履行状況及び自己評価の結果を県に報告すること。

本業務の評価は指定管理者による自己評価に加えて、施設所管課による総合評価、外部の有識者による外部評価の3種類の評価により多角的に行い、評価結果は県ホームページで速やかに公表し、公の施設の管理運営状況に関する透明性を確保する。

指定管理者は、評価結果を踏まえ継続的に業務の改善を図る仕組みを整備すること。

なお、県は必要に応じてその管理する施設に立ち入って実地に調査し、又は必要な指示を行うことがある。

1. モニタリング計画の策定

業務全体の管理運営方針及び公園管理事業並びに収益事業（還元事業含む）の実施状況等を把握するため、計画を作成すること。なお、モニタリングは定量的評価に加え、定性的な評価を用いて、総合的に評価する方策及び目標値を設定すること。また、調査実施は、原則として指定管理者自身の裁量で実施できる内容で検証可能な内容とし、モニタリング計画は、業務開始前に県と協議のうえ、決定する。

1.1 計画内容

(1) 公園管理事業に関するモニタリング

公園管理事業に関しては「指定管理者に関するガイドライン」「指定管理者制度導入施設のモニタリング評価」に基づき、維持管理、運営、利用状況、収支状況、運営体制等の管理運営に関する評価を実施すること。なお、当ガイドラインに基づき、施設に対する県民ニーズを的確に把握し、県民サービスの向上に生かすため、利用者満足度調査を実施すること。なお、ガイドラインの変更等にも、柔軟に対応すること。

加えて、指定管理者自ら事業の実施方針の達成状況等を把握するため、モニタリング項目や方策を提案することも可能とする。

(過去のアンケート実施数)

ア 施設利用アンケート：200人（通年）

イ イベントアンケート：200人（原則2回：春、秋のイベントで各1回）

(ガイドライン等) HP：https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk23/pa06_000000001.html

(2) 収益事業（還元事業含む）に関するモニタリング

収益事業の実施方針の達成状況等を把握するため、モニタリング項目や方策を策定すること。モニタリング項目は、上記ガイドラインの項目を参考に、指定管理者自ら必要な項目を設定すること。

(3) 必須モニタリング項目

本業務開始前からの利用者数を継続して把握するため、必須モニタリング項目として指定管理者は、毎年度下記の調査を実施し、報告すること。

ア 日有料施設利用者数の把握

日毎の有料施設の利用者数（駐車台数含む）を把握すること。

イ 日入園者数の把握

アを基準に、必要に応じ目視による調査を行うとともに、既存過去データも参考にして、入園者数を把握すること。

2. 県への報告

2.1 内 容

(1) 四半期報告

指定管理者は、四半期毎に本業務の業務実施状況を県に報告すること。

(2) 年度業務報告

指定管理者は、会計年度終了後、50 日以内に年度業務報告書を作成し、提出してください。年度業務報告書では、公園管理事業の実績（維持管理、運営、利用状況、収支状況、運営体制等）、収益事業の実績（指定管理者が独自に項目設定、還元事業含む）、モニタリング結果を記載してください。また、収支状況については、公園管理事業及び収益事業を合わせた業務全体の収支状況も報告すること。

(3) 総合評価

県は、年度毎に公園管理事業の水準及び収益事業の効果・継続性・公平性等を確認するため、年度業務報告書の結果等に基づき、総合評価を行う。

総合評価の実施後、原則指定管理者と面談（対面又はオンライン）を行い、評価結果をフィードバックするとともに、さらなる業務の改善や県民サービスの向上等を目的とした意見交換等を実施する。

なお、総合評価の結果、指定管理業務が管理水準書や協定に定める基準を満たしていないと認められるときは、県は必要な改善措置を講じるよう指示する。

(4) 前後期業務報告

指定管理者は、前期の 4 年目の県が指定する期日内（第 4 四半期目処）において過去 4 年間、および後期の 4 年目の県が指定する期日内において過去 5 年間を総括する本業務の前後期業務報告書を作成し、提出すること。

各期業務報告書に記載する内容は、年度報告書と同じ項目を基本とするが、県が求める内容にも柔軟に対応すること。

(5) 外部評価及び次期計画の評価・承認

業務開始と同時に本業務の効果・継続性・公平性等を確認するため、外部評価委員会を設置し、年度事業報告書や実地調査の結果等に基づき、実績確認を行う。また、令和 12 年度、令和 17 年度に、指定管理者が提出する各期業務報告書を基に外部評価委員会を開催し、その結果を公表する。

外部評価の結果、指定管理業務が管理水準書や協定に定める基準を満たしていないと認められるとき、もしくは、全体計画、公園管理事業計画及び収益事業計画に定

める事項の履行が困難と認められるときは、評価の判断に基づき、県は必要な改善措置を講じるよう指示する。

また、外部評価時には、次期計画案及びそれを反映した全体計画案を提出し、外部委員から意見を受け、その後、これまでの実績評価や委員の意見を踏まえて県との協議のうえ、次期計画、全体計画を立案し、県の承認を受けるものとする。

なお、各期の途中で提案した事業計画を大きく変更する場合、その他県が必要と認める場合は外部評価委員会を開催し、委員の意見を踏まえて県との協議のうえ、県の承認を受けるものとする。

(6) 最終報告

指定期間満了の翌年度（令和 19 年度）に、業務を総括した最終報告書を速やかに作成し、提出すること。最終報告書の内容は、全体計画に対する評価を行い、評価項目については、各期業務評価に加え、県から求める項目とする。

また同年度に県による評価及び最終外部評価委員会を開催し、その結果を公表する。

3. 指定管理者への罰則

「総合評価」及び「外部評価」に基づき、県が行う指示に反し、改善が見られない場合、臨時の外部評価委員会を開催したうえで、指定管理者に以下の全て、もしくは一部の罰則措置を講じる。

- ・ 次回の指定管理者選定（公募）時の評価へ反映
- ・ 違約金の支払い
- ・ 管理業務の全部又は一部の停止
- ・ その他、協定書で締結した内容

また、著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるときは、県は指定管理者の指定を取消すことがある。

4. モニタリング結果のフィードバックの仕組み

モニタリングの結果を適切に事業内容へフィードバックする仕組みを整備すること。

5. その他の報告

・ 指定管理業務開始に先立ち、園内及び公園施設の確認を行い、公園台帳との異同等現状を県に報告する。各報告事項は、所定の様式に基づき作成し、県に提出する。

○日報：利用状況、維持管理作業等の状況について、日報を記録し、県の求めに応じ報告できるように整理を行う。

○月報：入園者数、有料施設等の利用状況及び維持管理作業状況を所定の様式に基づき報告、提出すること。

- ・ 苦情、要望等の特別な事項については県へ報告すること。

- ・ 指定管理者が実施する施設修繕等により、公園台帳に変更が生じる場合は、「施設台帳等の作成の手引き（兵庫県土木部）」により台帳の修正を行い、「施設台帳等作成チェックリスト」とあわせて業務完了時に成果品として県に提出すること。

Ⅳ－３ 県への損害賠償

指定管理者が業務遂行に当たり、県に損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

Ⅳ－４ 法令等の遵守

本業務を実施するに当たり、法令及び条例等を遵守すること。なお、これらに基づく許認可等が必要な場合は、指定管理者がその許認可等を取得すること。